

## ◎ 「平成 30 年分 年末調整のしかた」の誤りについて

「平成 30 年分 年末調整のしかた」（冊子）の 16 ページに記載している寡婦の説明の〔注意事項〕に誤りがありますので訂正いたします。ご利用に当たってはご注意ください。

（注）下線部は、訂正箇所を示します。

正	誤
<p>(16 頁)</p> <p>● 寡 婦</p> <p>〔注意事項〕</p> <p>1 ここである「生計を一にする」については、13・14 ページの「扶養親族」の場合と同様です。また、ここでいう「生計を一にする子」には、他の所得者の<u>同一生計配偶者</u>や扶養親族になっていたり、所得金額の合計額が 38 万円を超えている人は含まれません。</p>	<p>(16 頁)</p> <p>● 寡 婦</p> <p>〔注意事項〕</p> <p>1 ここである「生計を一にする」については、13・14 ページの「扶養親族」の場合と同様です。また、ここでいう「生計を一にする子」には、他の所得者の<u>控除対象配偶者</u>や扶養親族になっていたり、所得金額の合計額が 38 万円を超えている人は含まれません。</p>